

旧御豊瀬小学校の使用手続きのフロー図

手順1

事前相談



使用用途の事前相談をします。(※随時相談可能)

地域コミュニティ推進課の窓口又は電話で受け付けます。

- ・選挙活動や宗教活動等、禁止されている使用方法であれば、事前にお断りします。
- ・予め、使用用途について相談をいただくとスムーズに予約ができます。

手順2

予約



使用する日程の予約をします。

地域コミュニティ推進課、御豊瀬ふれあいセンター窓口又は電話で受け付けます。

- ・予約は使用する日の**2か月前の応当日**(応当日がない場合はその月の末日)から受付することができます。
 - ・年末年始(高知市役所閉庁日)を除く月曜日から日曜日の午前9時から午後9時までになります。
- 地域コミュニティ推進課 TEL:088-823-9080
御豊瀬ふれあいセンター TEL:088-842-2302

手順3

申請



高知市旧御豊瀬小学校使用承認願(第1号様式)の提出をします。

地域コミュニティ推進課、御豊瀬ふれあいセンター窓口又は電子メールで受け付けます。

- ・必要事項を記入の上、高知市旧御豊瀬小学校使用承認願(第1号様式)を提出していただきます。内容に不備があった場合には、電話で聞き取りをさせていただきます。
- ・メールで提出をする場合は、件名に「旧御豊瀬小学校の利用について」と記載し、
【地域コミュニティ推進課 kc-102000@city.kochi.lg.jp】までお願いいたします。

手順4

承認



高知市旧御豊瀬小学校使用承認通知書(第2号様式)の受け取りをします。

地域コミュニティ推進課から郵送又は電子メールでお渡しします。

- ・高知市旧御豊瀬小学校使用承認願(第1号様式)を提出してから高知市旧御豊瀬小学校使用承認通知書(第2号様式)のお渡しまで、1週間以上掛かる場合があります。

手順5

使用開始



使用日に御豊瀬ふれあいセンターに開錠を依頼します。

※必ず高知市旧御豊瀬小学校使用承認通知書を持参して依頼をしてください。

- ・使用日または使用時間が御豊瀬ふれあいセンター休館日または同センター職員の時間外となる場合は、事前に御豊瀬ふれあいセンターの職員に相談し、鍵の開錠及び機械警備の解除方法等の確認をお願いします。

手順6

使用終了



御豊瀬ふれあいセンターに使用終了の報告をします。

※必ず使用した物品は元の場所に戻し、使用した教室は清掃をしてください。

- ・使用日や使用時間が御豊瀬ふれあいセンター休館日又は同センター職員の時間外となる場合は、事前に御豊瀬ふれあいセンターの職員に相談し、鍵の施錠、機械警備のセット方法及び鍵の返却場所の確認をお願いします。
- ・使用後は、水道の蛇口や電気の消し忘れがないか確認をしてください。